

埼玉県公安委員会告示第175号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定した者から、
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1
項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年8月29日

埼玉県公安委員会委員長 佐藤久仁恵

施設の名称	変更事項	変更前	変更後
レインボーモータースクール	代表者の氏名	影田 浩一郎	井口 公玄